

# 福岡県公報

平成21年8月10日  
第3001号

## 目次

告示(第1283号 - 第1288号)

保安林の所在場所等	(森林保全課)	.....	1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	.....	1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	.....	1
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	.....	2
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	.....	3
保安林の所在場所等	(森林保全課)	.....	3
公 告			
福岡県ファッションビジネス情報発信システム構築業務に係る提案の募集	(中小企業振興課)	.....	3
公安委員会			
警備員指導教育責任者講習及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第6条に規定する講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	.....	4

## 告示

福岡県告示第1283号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林の所在場所  
豊前市大字挾間1072、1073、1350、1430、1445、1449、1450
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1284号

嘉穂土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 退任理事

氏 名	住 所
江 藤 勝 俊	嘉麻市屏58番地

### 2 就任理事

氏 名	住 所
梅 根 徳次郎	嘉麻市桑野2106番地

福岡県告示第1285号

直方市植木土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 退任理事

氏 名	住 所
下 元 盛 光	直方市大字植木1682
武 田 昭 芳	" " 1662 - 2
田 中 勝	" " 184
朝 原 徳 満	" " 2527 - 2
友 原 宗 彦	" " 1044 - 4
上 野 輝 雄	" " 2507
大 野 文 夫	" " 2055
大 庭 利 美	" " 2426 - 1
茂 永 瀧 雄	" " 2090
柴 田 好 之	" " 2303
吉 田 清 利	" " 1583 - 2
吉 田 輝 親	" " 1037
草 野 幸 一 郎	" " 748 - 4

#### 2 退任監事

氏 名	住 所
入 江 純 生	直方市大字植木2687
古 賀 隆 弘	" " 2231
大 庭 哲 郎	" " 1295

#### 3 就任理事

氏 名	住 所
下 元 盛 光	直方市大字植木1682

柴 田 奉 文	直方市大字植木2266 - 1
田 中 勝	" " 184
石 橋 達 昭	" " 1477 - 1
柴 田 好 之	" " 2303
友 原 宗 彦	" " 1044 - 4
茂 永 利 文	" " 1662 - 2
大 野 文 夫	" " 2055
石 橋 正 己	" " 1505
岩 熊 代 志 勝	" " 1338 - 1
大 庭 利 美	" " 2426 - 1
上 野 廣 毅	" " 2508 - 2
草 野 幸 一 郎	" " 748 - 4

#### 4 就任監事

氏 名	住 所
久 保 道 男	直方市大字植木2100
入 江 純 生	" " 2687
吉 田 哲 夫	" " 901

福岡県告示第1286号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成21年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日

新	32	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 久留米市田主丸町田主丸533-8 株式会社福岡銀行田主丸支店	平成21年 9月7日
旧			福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 久留米市田主丸町田主丸460-7 株式会社福岡銀行田主丸支店	

## 福岡県告示第1287号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成21年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

	売りさばき人 証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	71	(今回変更した事項) 福岡市西区戸切3丁目38番14号 株式会社 タイト綜合管理	福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号 福岡市中央保健所内	平成21年 7月21日
旧		(今回変更した事項) 福岡市中央区赤坂1丁目15番15号 株式会社 タイト綜合管理		

## 福岡県告示第1288号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林の所在場所  
糸島郡二丈町大字福井字犬田3986・3987(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字谷川4564
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

公告

次のとおり福岡県ファッションビジネス情報発信システム構築業務に係る提案を募集します。

平成21年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 提案の内容  
福岡県ファッションビジネス情報発信システム構築業務に係る提案(詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。)
- 2 提案資格  
提案参加に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

(1) 国、普通地方公共団体又は民間企業においてホームページシステム構築の実績をもつこと（共同体で参加する場合にあっては、この条件に該当する者が1者以上含まれていること。）。

(2) 共同体で参加する場合の各構成員は、本提案への単独参加又は他の共同体での参加を行っていないこと。

(3) 共同体参加者は、3者以内で構成されていること。

(4) 委託業務に従事する労働者を、次に定めるところにより、雇用すること。

ア 新規に雇用する予定の失業者数

20人（延べ1,080人日以上）又は本事業に従事する予定の全労働者数の4分の3のいずれか大きい数以上。なお、新規に雇用する者の雇用期間は6カ月未満とする。

イ 新規に雇用する予定の労働者の募集方法

公共職業安定所に求人申込みを行うとともに、必要に応じ、文書、インターネット等により募集する。

ウ 総受託費に対する本事業に従事する全労働者の人件費の割合

本事業に従事する全労働者の人件費の割合が総受託費の7割以上になること。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称及び場所

福岡県商工部中小企業振興課地域経済係

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3419

(2) 提案説明書の交付

ア 期間

この公告の日から平成21年8月27日（木）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

手交

(3) 説明会

ア 日時

平成21年8月18日（火）午後2時00分から午後4時00分まで

イ 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁 行政棟 北棟 7階 商工部会議室

ウ その他

出席者は1者につき3名までとする。

(4) 提案書の提出

ア 期限

平成21年8月28日（金）午後5時（締切厳守のこと）

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第230号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成21年8月10日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成21年10月22日（木）から同年10月29日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

- (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成21年10月27日（火）から同年10月29日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午後1時00分から開始とし、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

### 3 受講定員

- (1) 新規取得講習  
30名
- (2) 追加取得講習  
30名

### 4 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

- (2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記(1)アからオまでのいずれかに該当する者

### 5 受講申込手続等

- (1) 受付期間

ア 新規取得講習

平成21年9月10日（木）から同年9月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間

イ 追加取得講習

平成21年9月14日（月）から同年9月17日（木）までの午前9時00分から午後

5時45分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話し、受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午後5時45分までに、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習受講手数料

(1) 新規取得講習

38,000円

(2) 追加取得講習

14,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

7 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了



証明書を交付する。

#### 8 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

また、新規取得講習受講者は、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては、動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは売りさばきを行っていないことから、受講申込みに際しては、事前に福岡県領収証紙を購入しておくこと。